

福井市空き家情報冊子無償提供事業者募集要領

この要領は、空き家を放置しがちな所有者に適切な情報を届けられるよう、空き家に関する情報を1冊にまとめた「福井市空き家情報冊子」の無償提供事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

1 無償提供物品 福井市空き家情報冊子

2 業務の内容 「福井市空き家情報冊子無償提供にかかる仕様書」のとおり

3 募集期間及び質問受付期間

募集期間：令和8年9月7日(月)から9月30日(水)17時15分まで(必着)(閉庁日を除く)

質問受付期間：令和8年9月7日(月)から9月15日(火)17時15分まで

※質問書(様式第3号)を、住宅政策課の窓口へ持参又は電子メールにより提出すること。電話・口頭による質疑は受け付けない。質問への回答は、9月18日(金)までに市ホームページで公表する。

4 応募要件

無償提供事業者は、「福井市広告事業実施要綱」で規定する「広告主等」の基準を満たすものとする。また、本募集要領を承諾し、過去5年以内に他自治体に対して空き家冊子の無償提供を実施したことがある事業者等であること。

5 申込方法

(1) 提出方法 持参又は郵送(令和8年9月30日(水)17時15分(必着))

(2) 提出場所 〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

福井市 建設部 住宅政策課

(3) 提出書類 1) 福井市空き家情報冊子無償提供事業者申込書(様式第1号)

正本(原本)1部及び副本(写し)5部

2) 企画書 6部

- ・任意様式とするが、A4サイズに収まるよう製本すること。
- ・納入スケジュール、業務遂行体制、広告募集方法、納入方法・時期、トラブルへの対応等について明記すること。
- ・冊子企画(デザイン、記事内容等)について提案内容を記載すること。

3) 空き家冊子無償提供業務実績(様式第2号) 6部

4) 成果品見本(3例以下) 6部

5) 会社概要(パンフレット等) 6部

6) 履歴事項全部証明書(提出期限日3か月以内のもの) 1部

7) 税の滞納がないことを証する書面(//) 1部

6 審査

福井市広告事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、提出された書類について下記「7 審査基準」に基づいて審査し、優先候補者及び次点候補者を選定する。ただし、審査委員長が必要と認めた場合には、審査委員会に全申請者を出席させ、提案内容の説明を求めることがある。

審査期間：令和8年10月1日(木)から10月15日(木)まで

7 審査基準

審査基準	審査内容
業務実績	他自治体への空き家冊子無償提供の経験と実績があるか。
納入スケジュール	協定書締結から納入までの具体的なスケジュールが示されているか。
業務遂行体制	担当部署や人員配置等、業務遂行のための体制が整っているか。
広告募集方法	広告募集方法について具体的な提案がなされているか。
納入方法・時期	納入方法や時期について具体的な提案がなされているか。
トラブルへの対応	トラブルが発生した場合の対応が具体的に提示されているか。
冊子の提案内容	表紙やページのデザインが優れているか。
	高齢者が見やすい工夫がなされているか。
	記事の内容(仕様書「3 内容」参照)が優れているか。
	その他、有益な提案がなされているか。

8 審査結果の通知

審査結果は、福井市空き家情報冊子無償提供事業者審査結果通知書(様式第4号)により通知するとともに、市ホームページで公表する。なお、審査結果についての異議申立は受け付けないものとする。

審査結果通知予定日：令和8年10月20日(火)

9 協定書の締結

優先候補者の決定後、優先候補者の提案内容に基づき、提供条件等について協議の上、協定を締結するものとする。ただし、優先候補者決定後、2週間以内に協議が成立しない場合は、次点候補者を優先候補者に繰り上げて、協議を行うことができるものとする。

10 その他

- (1) 応募に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 一旦提出された書類等は返却しない。

11 問合せ先

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号 福井市 建設部 住宅政策課
電 話：0776-20-5571 E-mail：jutaku@city.fukui.lg.jp